

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アークプラザ柏崎
所在地 柏崎市茨目1丁目字西田708番地1外
設置者 アークランドサカモト株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 4,000㎡
(変更後) 3,268㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社スポット
(変更前) 午前7時30分から午後9時
(変更後) 午前9時から午後12時
 - ・ほか1者
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前7時から午後9時30分
(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) ・数 7箇所
 ・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) ・数 5箇所
 ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後9時
(変更後) ・荷さばき施設1から4 午前7時から午後7時
 ・荷さばき施設5 午前8時から午後9時
- 3 変更年月日
 - ・2(1)及び(2)に関する事項
平成24年12月25日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
 - ・2(3)に関する事項
平成24年6月29日
- 5 届出年月日
平成24年4月24日
- 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間
平成24年5月8日から平成24年9月8日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp